

富里市

住宅リフォーム費補助金のご案内

《令和3年度版》



富里市役所 都市建設部 都市計画課

286-0292 千葉県富里市七栄652番地 1

TEL0476(93)5148

富里市住宅リフォーム費補助金について



住宅環境の向上と市内産業の活性化を図るため、市内施工業者により住宅のリフォームを行う場合、予算の範囲内で住宅リフォームに要する費用の一部を補助します。

補助金は予算額に達した時点で終了となります。

1. 対象住宅

- ・市内に存する建築後1年以上経過した個人住宅又は併用住宅(対象は住宅部分のみ)

2. 対象者

- ・富里市に住民登録のある方。
- ・自ら対象住宅を所有し、現に居住していること。
- ・市税を完納していること。
- ・対象住宅に施工後も10年以上継続して居住する方。

3. 補助対象工事

- ・床面積を増加させずに住宅機能の維持及び向上のために行う修繕、改築、模様替え。
- ・富里市内に本店を有する法人、又は住所のある個人事業主が行うリフォーム工事。
- ・工事金額(消費税を除く)が20万円以上の工事で一住宅につき1回限り。
- ・1月31日までに、実績報告書の提出ができること。

4. 補助対象外工事

4頁に例示があります。

- ・外構工事(門・門扉・塀・生垣)、住宅に付随しない工事(カーポート・物置・スロープの設置)、器具・設備(太陽光発電・ボイラー・冷暖房設備・浄化槽・床下換気扇・アンテナ等)の設置工事。シロアリ駆除等 ★住宅と関係の無い工事は対象外です。

5. 補助金の額

- ・リフォーム工事に要する費用の10分の1以内の額(千円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。)で限度額は10万円。

6. 補助金の申請

- ・補助金の申請は富里市役所都市計画課で受付します。

5月7日の受付開始を予定しています。

(交付決定前に工事契約している場合は補助対象になりません。)

7. 問合せ先

- ・申請方法や詳細については

富里市役所 都市建設部 都市計画課 宅地建築班

TEL 0476(93)5148 までお問合せください。

住宅リフォーム費補助金申請の主な流れ



まず、相談

市（都市計画課）と事前相談（補助金の対象となるか？）

市内施工業者を決定し、見積書を依頼（補助金対象工事のみ）

補助金交付申請書（第1号様式）を市に提出

※必要書類を確認してください。（予算額に達した時点で終了となります。）

受付・内容審査のうえ、市から補助金交付決定通知書（第2号様式）を申請者に送付
応募者多数の場合は、補助を受けられない場合があります。

補助金の交付決定後に施工業者と契約（契約書の作成）

契約書は必ず作成してください。

リフォーム工事の施工（工事後の写真を撮影）

工事前と同じ場所を撮影してください。

施工業者から必要書類等を受領 工事の完了を確認し工事費の支払い（領収書を受領）

実績報告書（第6号様式）を市へ提出

※必要書類を確認してください。（契約書・領収書の写し、工事後写真など）

工事完了後1ヶ月以内に提出してください。

受付・内容審査のうえ、市から補助金確定通知書（第7号様式）を申請者へ送付

補助金交付請求書（第8号様式）を市へ提出

指定された金融機関口座へ市から補助金を振り込みます。

口座をご確認ください。（完了）

補助金の申請は11月30日で
締め切りとなります。

ただし、予算額に達した時点で
申請受付は終了となります。

ご了承ください。



【補助金の例】

補助金は20万円以上の工事費（消費税及び地方消費税を除く）が対象となります。
補助率は10分の1以内（千円未満切捨て）で、限度額は10万円です。

例1) 100万円未満（消費税及び地方消費税を除く）の工事の場合

190,000円（工事費）×10/100（補助率）=19,000円⇒0円（補助金）

*工事費が20万円未満のため

例2) 100万円未満（消費税及び地方消費税を除く）の工事の場合

600,000円（工事費）×10/100（補助率）=60,000円（補助金）

例3) 100万円以上（消費税及び地方消費税を除く）の工事の場合

1,500,000円（工事費）×10/100（補助率）=150,000円⇒100,000円（補助金）

*限度額が10万円のため

例4) 併用住宅（住宅80%、店舗等20%）で工事費が70万円の場合

700,000円（工事費）×80/100（按分）=560,000円（住宅部分の工事費）

560,000円（工事費）×10/100（補助率）=56,000円（補助金）

*店舗等の部分は補助対象外のため

例5) 併用住宅（住宅40%、店舗等60%）で工事費が280万円の場合

2,800,000円（工事費）×40/100（按分）=1,120,000円（住宅部分の工事費）

1,120,000円（工事費）×10/100（補助率）=112,000円⇒100,000円（補助金）

【必要書類】

1. 申請書提出時

- ・住民票 ⇒ 市民課
- ・市税の滞納が無いことを明らかにする書類
- ・建物の登記事項証明書又はこれに代わるもの ⇒ 法務局（登記事項証明書）
- ・リフォーム工事前の状況を明らかにする写真
- ・リフォーム工事の見積書の写し
- ・リフォーム工事の内容を明らかにする図面等
- ・リフォーム工事を行う住宅が市街化調整区域内に所在する場合は、都市計画法等に関する許可通知書の写し
- ・申請手続き等を第三者に委任する場合は委任状
- ・その他必要と認める書類

2. 実績報告書提出時

- ・契約書の写し
- ・領収書の写し
- ・リフォーム工事後の状況を明らかにする写真（申請の時と同じ場所）
- ・その他必要と認める書類

3. その他

- ・建物が共有名義の場合は、共有者の同意書が必要です。

《富里市住宅リフォーム費補助金の対象・対象外工事の例》

住宅リフォーム費補助金は住宅機能の維持及び向上のために行う、修繕・改築・模様替えが補助対象です。

増築・設備工事・外構工事等は補助対象にはなりませんので注意してください。

番号	工 事 内 容	適 否
1	屋根の修繕（例：葺き替え・塗装）	○
2	外壁の修繕（例：張替え・塗装）	○
3	雨樋の修繕・取り替え	○
4	壁紙・床の張替え等の内装工事	○
5	根太・大引き等の床組みの補修	○
6	建具（ドア・ふすま・障子・窓等）の修繕	○
7	バルコニー・ベランダの修繕	○
8	バリアフリー改修工事（例：手すりの設置・段差の解消など）	○
9	浴室・台所・トイレ等の水回りの改修工事	○
10	居室の模様替え（例：和室を洋室へ）	○
11	間取りの変更	○
12	窓・天井・床の断熱改修	○
13	補助金の対象となる内部工事に関連して行うスイッチ、コンセント、配線等の電気工事（スイッチ等だけの改修は対象外）	○
14	併用住宅の店舗等の部分を居室へ模様替え	×
15	離れの修繕・改築・模様替え	×
16	ボイラー・給湯機の設置	×
17	冷・暖房設備の設置	×
18	防犯装置（監視カメラ・ライト等）・火災報知機の設置	×
19	テレビドアホン・換気扇・ロスナイの設置	×
20	ホームエレベーターの設置	×
21	太陽光発電装置等の設置	×
22	合併浄化槽の設置	×
23	家電・照明器具等の取付	×
24	バルコニー・ベランダの設置	×
25	門・門扉・塀・フェンス・生垣等の外構工事	×
26	カーポート・物置等の設置	×
27	ハウスクリーニング・排水管清掃等	×
28	家具・電気機器・ジュータン・カーテン等の購入	×
29	シロアリ駆除	×



【その他】

1. リフォーム工事に変更が生じた場合

期間内に工事が終了する見込みが経たない場合や、都合により工事内容を変更しようとする場合があります。

そのような場合は速やかに都市計画課に相談してください。

富里市住宅リフォーム費補助金交付要綱（抜粋）

（変更承認申請等）

第8条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知を受けた後、リフォーム工事の内容を変更しようとするときは、速やかに富里市住宅リフォーム費補助金変更承認申請書（別記第4号様式）に市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、リフォーム工事の変更等を承認すべきと認めるときは、富里市住宅リフォーム費補助金変更承認通知書（別記第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、リフォーム工事が予定の期間内に完了しない場合又はリフォーム工事の実施が困難となった場合は市長に報告し、その指示を受けなければならない。

***天候等により工事が予定通りに進まないことがあります。工事期間には余裕を持って申請してください。**

2. 住宅リフォーム等に関する相談について

（1）住まいるダイヤルの活用を

住宅の品質確保の推進に関する法律（平成11年法律第81号）に基づき、消費者の利益の保護と住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする法人として、「公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター（愛称；住まいるダイヤル）が指定を受けています。

住まいるダイヤルでは、全国の消費者の皆様からアクセスしやすい相談窓口とするため、全国どこからでも市内通話料金で利用できるナビダイヤルを導入し、建築士の資格を有する相談員が相談に対応しています。

住まいるダイヤルは、新築住宅・中古住宅・住宅リフォーム等を問わず、住宅全般についての相談を電話で受け付けています。

*住宅に不具合があった場合、その想定される原因や調査方法について

*住宅に関する法制度や助成制度などの知見について

*リフォーム工事の見積書の見方の分からない消費者を支援するため、リフォーム工事の見積に関する質問や相談について

*弁護士・建築士による無料専門家相談制度について

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター
電話相談窓口 ナビダイヤル 0570-016-100
PHS や一部の IP 電話からは 03-3556-5147

<http://www.chord.or.jp/>

10:00～17:00（土・日・祝・休日・年末年始を除く）

住宅リフォーム費補助金申請チェックリスト

*申請をする前に補助制度の利用が可能か確認してください。

- 富里市に住民登録をしていますか。
- リフォーム工事をする住宅は、市内に存する個人住宅か併用住宅ですか。
- リフォーム工事をする住宅を所有し、現に居住していますか。
- 市税は完納していますか。(市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)
- 対象住宅に施工後も10年以上継続して居住する予定ですか。
- 床面積を増加させずに行う修繕・改築・模様替えの工事ですか。
- 住宅に関係ない工事ではありませんか。(塀・車庫・太陽光発電・冷暖房工事など)
- 工事施工者は、富里市内に本店を有する法人、又は、住所のある個人事業主ですか。
- 工事金額は20万円(消費税を除く)以上ですか。
- 1月31日までに、実績報告書を提出できますか。

*申請書を提出するのに必要な書類が揃っているか確認してください。

- 富里市住宅リフォーム費補助金交付申請書(第1号様式)
- 住民票
- 市税の滞納が無いことを明らかにする書類
- 家屋の登記事項証明書又はこれに代わるもの
- リフォーム工事前の状況を明らかにする写真
- リフォーム工事の見積書の写し
- リフォーム工事の内容を明らかにする図面等
- 都市計画法等に関する許可通知書の写し(住宅が市街化調整区域内に存在する場合)
- 申請手続き等を第三者に委任する場合は委任状
- 住宅が共有名義の場合は共有者の同意書
- その他()

*実績報告書を提出するのに必要な種類が揃っているか確認してください。

- 富里市住宅リフォーム費補助金実績報告書(第6号様式)
- リフォーム工事の契約の写し
- リフォーム工事の領収書の写し
- リフォーム工事後の状況を明らかにする写真(工事前と同じ場所を写したもの)
- その他()

*補助金請求書を提出するときに誤りがないか確認してください。

- 富里市住宅リフォーム費補助金交付請求書(第8号様式)
- 振込先は、交付決定者名義の口座ですか。(フリガナも確認してください。)
- 交付請求書の日付は、確定通知後の日付になります。
- その他()

※不明な点は、お問い合わせください。

